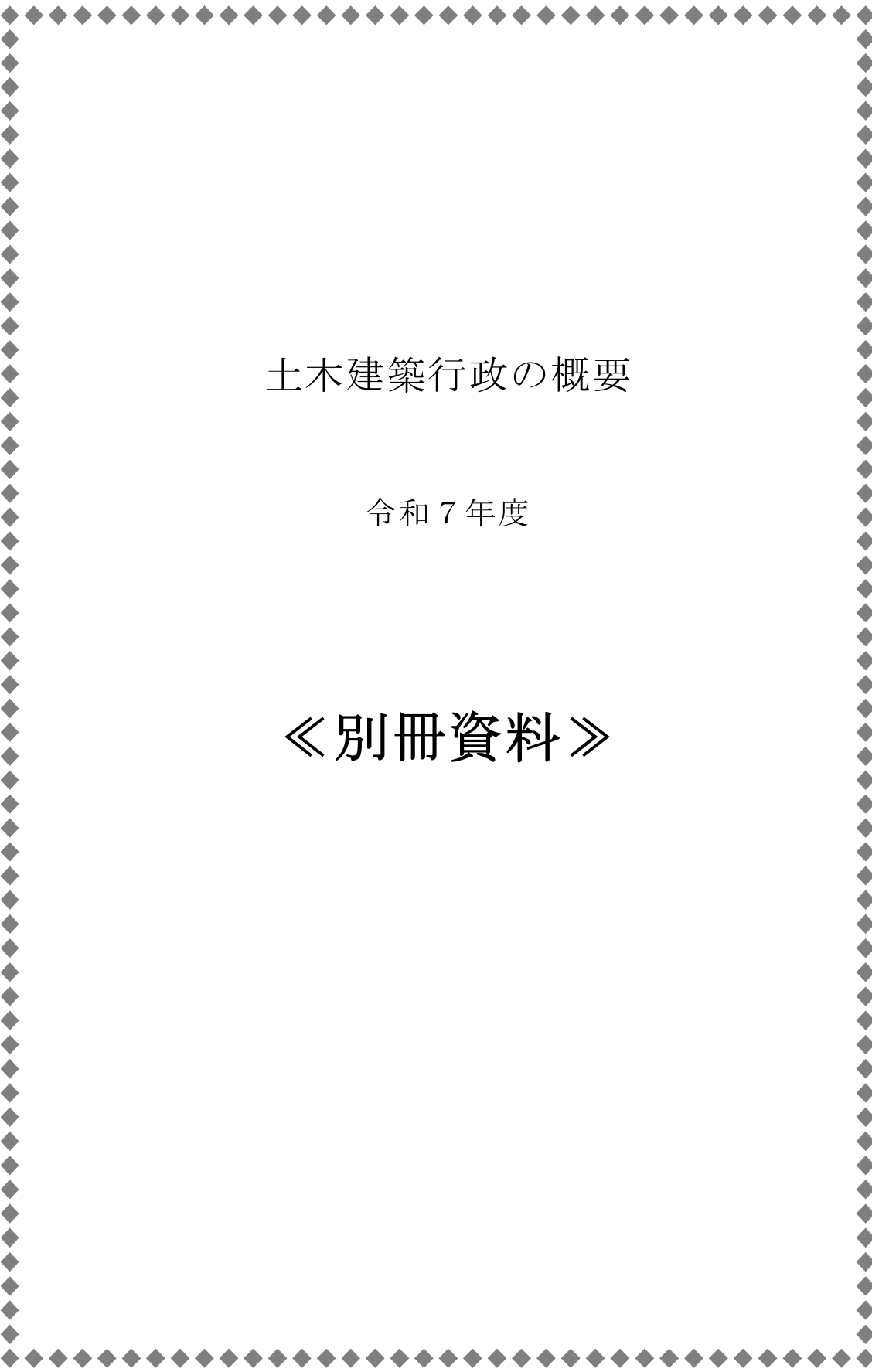




土木建築行政の概要

令和 7 年度

《別冊資料》

目 次

第1章 道 路

1 道路の概要	2
2 道路の整備方針	5
3 広島県道路整備計画 2021	5
4 令和7年度事業の内容	7
5 主要道路事業の内容（一般国道・地方道の整備）	8
6 道路の維持管理	9

第2章 河川・ダム

1 河川の概要	12
2 河川の整備実施方針	13
3 取組の概要	13
4 ダムの概要	19
5 ダムの維持管理等	21

第3章 砂防・地すべり・急傾斜地

1 砂防関係事業の概要と整備方針	24
2 令和7年度事業の内容	26
3 砂防関係施設の維持管理	27

第4章 海 岸

1 海岸の概要	30
2 海岸の整備方針	30
3 令和7年度事業の内容	31
4 海岸の維持管理	31

第5章 空 港

1 広島空港の概要	34
2 広島ヘリポートの概要	38

第6章 港湾・漁港

1 港湾の概要	40
2 漁港の概要	44
3 検潮所設置状況	46
4 海域の管理	46

第7章 都 市

1	都市行政の課題	48
2	都市計画行政の取組方針	48
3	都市計画行政の具体的施策	52
4	都市環境の整備	54
5	開発許可制度	54
6	危険な盛土等を規制する取組	56
7	街路事業	58
8	市街地開発事業等	59
9	公園事業	61
10	下水道事業	63

第8章 建 築

1	施策方針	66
2	建築基準行政	66
3	建築審査会	67
4	建築設計・工事監理業務の適正化	68
5	宅地建物取引業	69
6	県補助事業（耐震・がけ近）	70
7	福祉のまちづくりの推進	70
8	広島県耐震改修促進計画（第3期計画）	71
9	建築動態統計調査受託業務	72
10	建築物省エネルギー消費性能向上の認定等業務	73
11	長期優良住宅の認定業務	74
12	低炭素建築物の認定業務	74

第9章 住 宅

1	住宅事情の概要	76
2	「住生活基本計画（広島県計画）」の概要	78
3	主要住宅施策	78

第10章 営 繕

1	営繕工事の概要	86
2	魅力ある建築物創造事業	86
3	営繕工事の執行状況	91

第11章 災 害 復 旧

1	災害復旧事業の概要	98
2	災害復旧事業の査定状況	98
3	広島県の主要災害（昭和20年以降）	99

第12章 公共用地・土地収用

1 公共用地の取得	102
2 公共事業における用地取得実績	104
3 土地収用制度の活用	104

第13章 建設業

1 建設産業の課題に対する取組	106
2 建設業の許可	108
3 経営に関する事項の審査	108
4 入札参加資格審査	109
5 建設工事の紛争処理	109
6 建設機械の打刻及び検認	110
7 浄化槽工事業の届出・登録	110
8 解体工事業者の登録	110
9 建設工事の統計調査	110

【参 考 資 料】

1 令和7年度土木建築局関係事業負担率表	113
2 土木建築局関係行政委員会等	119

第1章 道路



主要地方道靱松永線（靱未来トンネル）供用開始

1 道路の概要

本県の道路網は、高規格道路として、中国縦貫自動車道、山陽自動車道（一部一般有料道路を含む。）、中国横断自動車道広島浜田線、中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）、東広島・呉自動車道が4車線もしくは暫定2車線により開通しており、井桁状の高速道路ネットワークを形成している。このうち、高速自動車国道については全国第4位の387kmが供用されている。

その他、高速道路ネットワークと一体となって機能するもしくはこれらを補完する道路として、江府三次道路、倉敷福山道路、広島中央フライトロードなど15路線を広島県広域道路交通ビジョン・計画に高規格道路として位置付けており、その構築に向け、国土交通省において東広島廿日市道路（広島南道路）など、広島県において東広島高田道路や福山環状道路などの事業を進めている。また、災害に強い道路ネットワークの構築に向け、西日本高速道路株式会社が広島呉道路の4車線化事業を進めている。

また、広島都市圏における自動車交通の定時性、高速性を強化するため、平成9年に県・広島市共同出資により設立した広島高速道路公社において、これまでに広島高速1号線、2号線、3号線、4号線の計25kmを供用しており、残る5号線4kmについて事業を進めている。

一方で、一般国道については、大阪市と北九州市を結ぶ一般国道2号及び広島市と松江市を結ぶ一般国道54号がそれぞれ東西・南北の主要幹線を形成しており、これらに加えて、一般国道31号、182号、183号等が県内各都市及び隣接県、島しょ部を連絡している。

さらには、これらの一般国道20路線を補完する地域の幹線道路の役割を担う主要地方道76路線と一般県道285路線、市町道63,385路線をもって道路網を形成し、その実延長は約29,359kmとなっている。

(1) 道路の管理区分

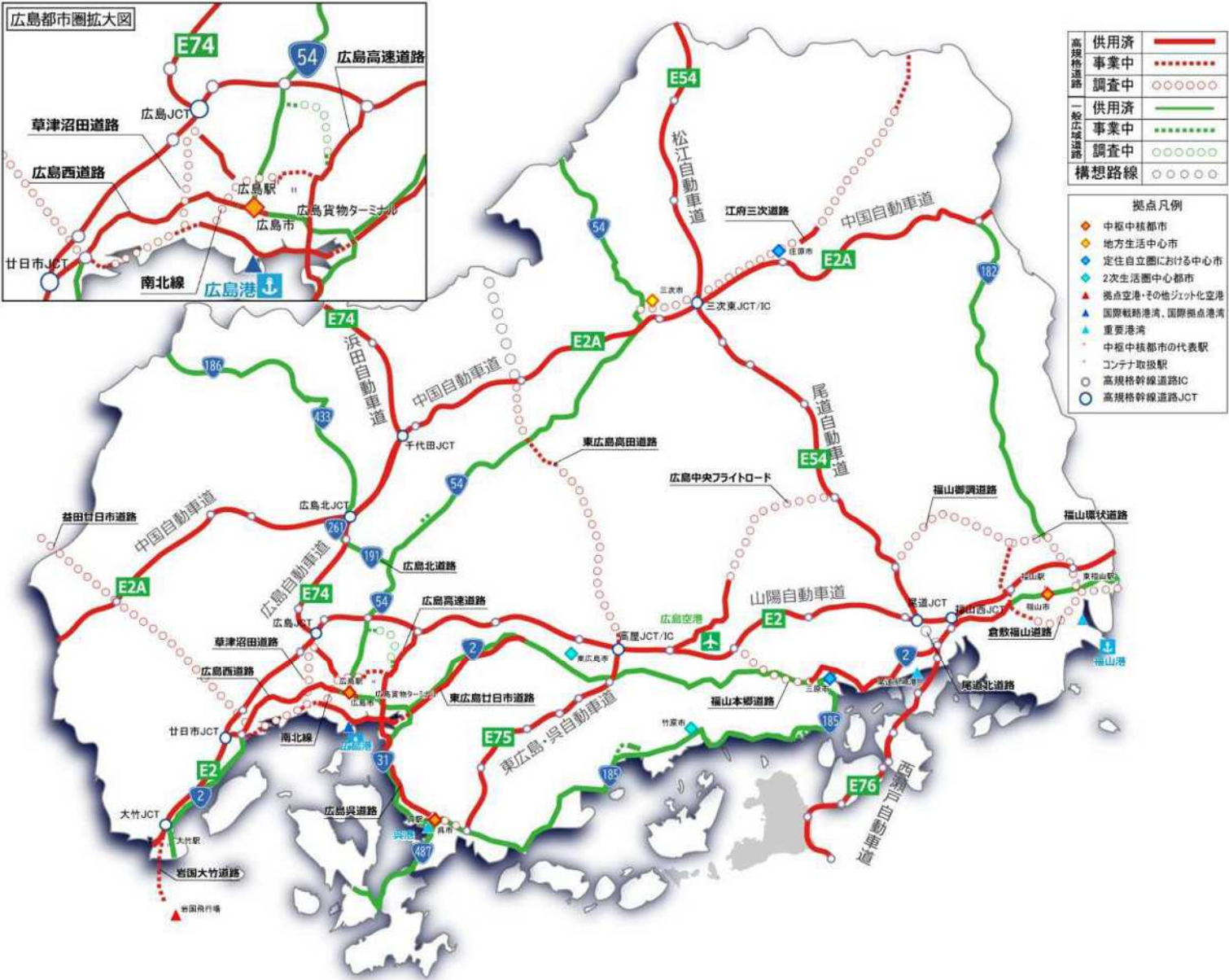
区 分 道路の種別		路線の指定 設定の権限	道路管理者	根 拠 規 定	備 考
高 速 自 動 車 国 道		内 閣	西日本高速 道路株式会社 国土交通大臣	高速自動車国道法第4条 " 第6条 道路整備特別措置法	
一 般 国 道	本 州 四 国 連 絡 道 路	内 閣	本州四国連絡 高速道路株式会社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
	指 定 区 間	内 閣	国土交通大臣	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
	指 定 区 間 外	広 島 市 の 区 域 外	県	道路法第5条 " 第12条, 第13条	
		広 島 市 の 区 域	広島市	道路法第5条 " 第17条	
		有 料 道 路	広島県道路公社	道路法第5条 道路整備特別措置法	
県 道	下 記 以 外	知 事	県	道路法第7条 " 第15条	
	有 料 道 路	知 事	広島県道路公社 広島高速道路公社	道路法第7条 道路整備特別措置法	
	広 島 市 の 区 域	知 事	広島市	道路法第7条 " 第17条	
	三 次 市 の 区 域 の 一 部	知 事	三次市	道路法第7条 " 第17条2項	三次市内で起終点が完結する一般県道20路線
市 町 道	下 記 以 外	市 町 長	市町	道路法第8条 " 第16条	過疎地域活性化特別措置法 及び半島振興法による道路 管理の代行（県）がある。
	有 料 道 路	市 町 長	広島高速道路公社	道路法第8条 道路整備特別措置法	

(2) 道路の現況

広島県内の道路種別道路現況などについては、下記のリンク先に掲載している。

広島県 HP（リンク）→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/1216015935525.html>

広島県の主な道路（令和7年4月1日 現在）



2 道路の整備方針

本県では、井桁状高速道路ネットワークなどの既存道路ネットワークの強みを最大限生かしつつ、更なる「安全・安心」や「サービス（利便性・快適性・生産性）」の向上につながる道路整備に取り組む必要がある。

そうした中、本県では、県の総合計画である「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため、社会資本マネジメントの基本方針として策定している「社会資本未来プラン」の道路分野の整備計画として、令和3年3月に「広島県道路整備計画2021」を策定し、事業を推進することとしている。

3 広島県道路整備計画2021

(1) 取組方針

本計画では既存道路ネットワークの強みを最大限に生かしつつ、更なる「安全・安心」や「利便性・快適性・生産性といったサービス」の向上につながる道路整備を推進することとしており、社会資本マネジメントの基本方針に基づく次の6つの道路施策に取り組み、着実に道路整備を進めていく。

本県の目指す将来像を実現するため、将来を展望する上で特に考慮が必要な情勢変化を踏まえ、「将来にわたって、広島県に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと思える広島県の実現」を支えるための道路整備に取り組むこととする。

6つの施策と取組の方向

施策	取組の方向
①県土強靱化のための道路ネットワークの強化	○災害対応能力の向上に資する道路ネットワークの多重性・代替性の確保 ○緊急輸送道路における法面对策や橋梁耐震補強の推進 ○災害直後の交通確保のための無電柱化の推進 ○高速道路等における暫定2車線区間の4車線化などによる交通機能の確保
②安全で快適な道路空間の形成	○通学路や生活道路等における交通安全対策の推進 ○安全で快適な自転車利用環境の整備 ○歩道のバリアフリー化のための無電柱化の推進
③物流生産性向上のための道路ネットワークの構築	○生産性の向上など企業活動を支える物流基盤の充実 ○グローバルゲートウェイ機能の強化に資する道路整備の推進 ○広島都市圏における高速交通体系の確立 ○効率的な輸送を支援するスマートICの整備 ○県西部の物流拠点における広島市東西を結ぶ物流交通基盤の充実
④地域内外の交流連携を支える道路ネットワークの構築	○主要都市間の連携を強化する道路整備の推進 ○観光周遊を促進する道路ネットワークの形成
⑤コンパクトで持続可能なまちづくりに資する道路整備	○中山間地域・島嶼部など地域を支える道路整備の推進 ○渋滞を緩和する道路の改善及び市街地を一体化する鉄道との立体交差化 ○コンパクト+ネットワーク型のまちづくりを支える道路整備 ○既存道路を有効活用した局所的な線形改良や待避所設置
⑥道路施設の適正な維持管理	○「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」及び「修繕方針」に基づく計画的なインフラ老朽化対策の推進 ○道路施設の日常的な維持管理の適切な実施

(2) 事業実施箇所の選定

改築系事業については、「費用対効果」(B/C)、「施策貢献度」、「実施環境」の3項目による事業評価を行い、それに基づき優先順位を明確にした上で、優先度の高いものから順に整備を進める。

交通安全事業については、事故危険箇所の対策や通学路交通安全プログラム等に基づく整備を基本とする。

防災系事業については、災害に強い道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路等から優先的に整備する。

補修系事業については、修繕方針や施設の点検結果に基づき、緊急性の高い箇所を優先的に整備する。

4 令和7年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区 分	予 算 額	事 業 内 容 等
公 共	交通安全施設等整備事業		2,345,700	歩道、自転車歩行者道、交差点改良
	道路災害防除事業		7,102,250	橋梁耐震補強、トンネル補修、法面防災対策等
	除 雪 事 業		304,500	県管理道路の除雪費
	道 路 改 良 事 業		15,347,750	主要地方道福山沼隈線道路改良事業(福山市) ほか 62 箇所
	市町道路事業指導監督費		24,000	国土交通省道路局所管市町補助事業に係る指導監督 事務費
	計		25,124,200	
修 維 繕 持	道 路 改 修 費		10,459,800	県管理道路の維持修繕工事等
	計		10,459,800	
単 独	交通安全施設等整備事業		418,550	歩道、自転車歩行者道、交差点改良、道路照明、道路標識、 防護柵、区画線等の設置
	道 路 改 良 事 業		5,599,007	幹線道路、生活道路等の整備促進
	道路改修計画調査費		133,000	広域ネットワークの確立に係る計画調査等
	道路改良関連事業費		5,000	電線共同溝工事に係る、電気、ガス管等の埋設工事 橋梁工事に係るガス管添架工事
	計		6,155,557	
そ の 他	広島高速道路公社 出 資 金 ・ 貸 付 金		1,775,000	広島高速道路公社による広島都市圏の自動車専用道 路網整備に伴う県の出資金・貸付金
	国 土 木 工 事 受 託 費		260,500	国事業の受託工事に係る経費 主要地方道福山沼隈線改 良工事ほか1 箇所
	市 町 土 木 工 事 受 託 費		422,900	市町事業の受託工事に係る経費 主要地方道福山沼隈線 改良工事ほか4 箇所
	計		2,458,400	
県 事 業 計			44,197,957	
直轄国道改修費等負担金			7,589,081	
計			51,787,038	

※令和6年度12月、2月補正(国補正対応分)含む

事業名		区 分	当初予算額	説 明
担 債 行 務 為 負	工 事 請 負 契 約 関 係	限度額 期 間	25,553,000 千円 令和7～11年度	主要地方道福山沼隈線 道路改良事業ほか33件
	債 務 保 証 関 係	限度額 期 間	18,028,000 千円 令和7～27年度	広島高速道路公社 18,028 百万円

5 主要道路事業の内容（一般国道・地方道の整備）

(1) 一般国道2号バイパスの建設促進

区 分	福 山 道 路	西条バイパス (4車線化)	広島南道路※ (明神高架)	広島南道路 (木材港西～廿日市)	岩国大竹道路
事 業 主 体	国土交通省				
事 業 期 間	平成13年度～	令和5年度～	平成8年度～	令和4年度～	平成13年度～
区 間	笠岡市茂平～ 福山市赤坂町	東広島市下三永～ 東広島市八本松	安芸郡海田町日の出町 ～広島市西区商工セン ター	廿日市市木材港南～ 廿日市市地御前北	大竹市小方一丁目～ 山口県岩国市山手町
総 延 長	16.5km	9.2km	14.8km	1.5 km	9.8km
車 線 数	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)
令和7年度 事 業 費	2,400百万円	170百万円	2,050百万円	200百万円	1,200百万円
令和7年度 事 業 内 容	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・用地買収	調査設計・ 用地買収・工事

※広島市区間含む

(2) 広島高速道路の建設促進

区 分	広島高速1号線 (安芸府中道路)	広島高速2号線 (府中仁保道路)	広島高速3号線 (広島南道路)	広島高速4号線 (広島西風新都線)	広島高速5号線 (東部線)
事 業 主 体	広島高速道路公社（平成9年6月3日設立）				
事 業 期 間	平成9年度～				
区 間	広島市東区福田町 ～ 東区温品二丁目	広島市東区温品町 ～ 南区仁保沖町	広島市南区仁保沖町 ～ 西区観音新町四丁目	広島市西区中広町 一丁目 ～ 安佐南区沼田町大字 大塚	広島市東区温品町 ～ 東区二葉の里三丁目
総 延 長	6.5km	5.9km	7.7km	4.9km	4.0km
車 線 数	4車線	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)
令和7年度 事 業 費	—	—	—	—	7,100百万円
令和7年度 事 業 内 容	—	—	—	—	工事等

6 道路の維持管理

本県が維持管理している国道及び県道は、合わせて 334 路線、実延長 4,177.0 km である。

近年、交通量は、やや減少傾向であるものの、車両の大型化・重量化により道路の損傷等が著しい。

このような状況の中、道路の安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るため、各建設事務所において、定期的あるいは随時、道路パトロールを実施し、危険箇所の点検や不法占用物件の除去、路面等の異常の早期発見・補修等に努めている。

また、道路法面の落石防止等の事業を計画的に実施している。

令和 7 年度道路の維持管理関係予算額

(単位：千円)

区 分	種 別	事 業 内 容	予 算 額
道 路 改 修 費	道路災害防除	道路法面の落石防止等の防災対策（安全な道路の確保）	1,442,800
	舗装道補修	舗装道補修、沿道環境の保全等（安全で快適な交通環境の確保）	1,890,000
	道路施設維持	道路構造物及び道路附属施設の維持、道路環境保全、電力料等	6,988,300
	道路管理費	道路保険、公物管理、台帳付図修正事務等	138,700
	合 計		10,459,800

最も基礎的な社会資本である道路は、一般交通の用に供するという交通機能を有すると共に、電気、ガス、上下水道等の公共公益施設を収容する公共空間としての機能を有している。

こうした貴重な道路施設がその機能を発揮し、住民の福祉を維持増進する公共財として適正に利用されるように管理する必要がある。

このため、道路の整備、利用、保全など道路の管理に関する基本法である道路法に基づき、道路の範囲を確定する区域決定・変更や、一般交通の用に供する場合に必要な供用開始等の手続きを行っている。

令和 6 年度区域決定・変更・供用開始件数一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
区域決定・変更・供用開始件数	6	5	2	21	6	9	9	2	5	65

※ 一般的に「道路」とは、一般公衆の通行の用に供されている道路形状をした施設全般を指していると考えられるが、道路法にいう道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の 4 種をいい、固有の目的を持った道路である農道、林道等とは区別される。

これら道路において、沿道利用者の社会経済活動に必要な道路の改築工事の承認や、公益事業者の事業活動に必要な電柱や水道管等の工作物を道路内へ設置使用するための占用許可等を行うとともに、事故等によって道路を損傷した者に対して、これを復旧するように命じている。

なお、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、車両の制限についての基準が政令で定められており、この基準を超える特殊な車両については一定の条件のもとに通行を許可している。

また、道路と隣接する民有地との境界を明確にするための境界の確認を行い、公共財である道路の適切な財産管理を行っている。

令和 6 年度道路関係許可等件数等一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
道 路 改 築 承 認	18	24	8	4	64	46	53	14	12	243
道路占用許可	新規	244	379	123	171	534	593	611	233	3,112
	更新	164	407	112	109	393	244	440	181	2,205
道路工事施工命令	36	134	49	53	64	120	347	89	61	953
特 殊 車 両 通 行 許 可	新規	262	33	54	14	188	390	276	17	1,252
	更新	45	0	3	0	18	142	70	8	313
	協議	600	442	237	390	1,054	1,616	1,180	402	6,130
小 計	1,369	1,419	586	741	2,315	3,151	2,977	944	706	14,208
境 界 立 会	36	35	10	12	64	142	84	22	8	413
境 界 確 定 協 議	24	30	11	9	35	95	75	13	4	296
小 計	60	65	21	21	99	237	159	35	12	709
境 界 確 定 証 明	4	0	0	0	6	12	9	0	0	31
そ の 他 各 種 証 明	2	0	4	0	9	2	5	1	3	26
小 計	6	0	4	0	15	14	14	1	3	57
計	1,435	1,484	611	762	2,429	3,402	3,150	980	721	14,974

また、ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業などの団体を「アダプト活動(注)団体（マイロード団体）」に認定し、契約を締結したうえで、県管理道路の一定区間の清掃や緑化・草刈等をしていただく制度「マイロードシステム」を平成 12 年度から実施している。

これまで、順調に活動団体数及び会員数が増加してきているが、道路環境の維持・向上だけでなく、地域活性化にも寄与するものであるため、今後とも、新しい官民協働による仕組みとして積極的に推進することとしている。

さらに、アダプト活動団体を支援する目的で設立された「NPO 法人ひろしまアダプト」と連携・協力して、普及・啓発に努めている。また、活動を奨励するため、平成 20 年度からひろしまアダプト活動支援（奨励金交付）事業を実施している。

(注)アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という意味から、住民等が主体となって清掃・緑化・草刈活動等を中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

○ 令和 6 年度末現在の認定団体数等

770 団体（参加人員 21,572 名 活動延長 613,414km）

第2章 河川・ダム



河川改修事業 一級河川芦田川水系 福川 （福山市神島町）

1 河川の概要

県内には、北西から南東、北東から南西に向う数条の断層谷に沿って流れる大小 5,200 余の河川があり、江の川水系にあっては日本海に流下し、その他は瀬戸内海に注いでいる。太田川、芦田川、江の川を除いてその多くは比較的小規模なものである。

これらの河川のうち河川法の適用を受ける河川は、一級河川が太田川水系ほか 4 水系の 368 河川、流路延長は 2,442.3 km で、二級河川は八幡川水系ほか 46 水系の 137 河川、流路延長は 631.1 km となっている。

このほか、河川法が準用される河川として、市町長が指定、管理している準用河川が 193 河川あり、その流路延長は 187.3 km となっている。

これらの河川の管理に当たっては、河川法に基づき、洪水・高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がされるよう努めるとともに、国土の保全と開発に寄与し、公共の安全を保持するよう努めている。

(1) 河川の管理区分

種 別	指 定 権 者	管 理 者
一級河川（指定区間外）	国 土 交 通 大 臣	国 土 交 通 大 臣
一級河川（指定区間）	国 土 交 通 大 臣	県 知 事
二 級 河 川	県 知 事	県 知 事
準 用 河 川	市 町 長	市 町 長

(2) 河川の現況

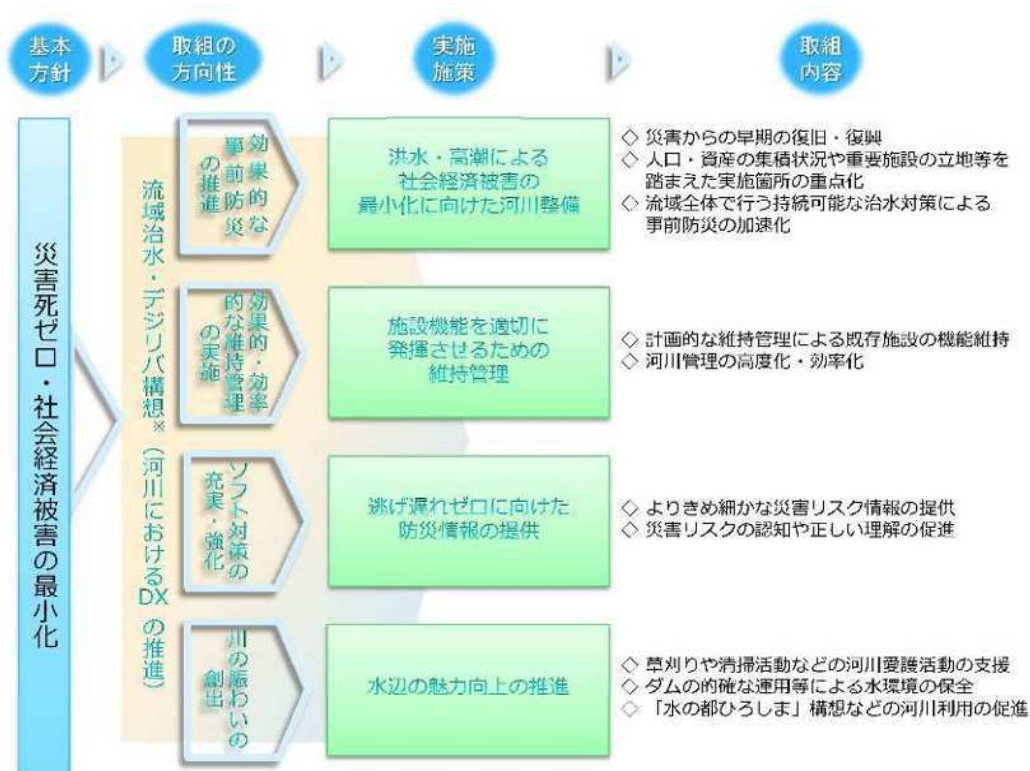
（令和 7 年 3 月 31 日 現在）

水系名		県知事管理河川		国土交通大臣直轄管理河川		県内の法河川	
		河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)	河川数	流路延長(km)
一級河川	太 田 川	70	467.979	9	129.37	74	597.349
	江 の 川	172	983.083	9	113.39	173	1,096.473
	芦 田 川	82	344.779	3	61.15	82	405.929
	高 梁 川	29	237.87			29	237.87
	小 瀬 川	9	81.26	2	23.45	10	104.71
	計	362	2,114.971	23	327.36	368	2,442.331
二級河川	八 幡 川	4	40.90			4	40.90
	瀬 野 川	5	41.59			5	41.59
	二 河 川	2	21.10			2	21.10
	堺 川	2	6.21			2	6.21
	黒 瀬 川	23	106.77			23	106.77
	野 呂 川	3	13.46			3	13.46
	木 谷 郷 川	2	4.20			2	4.20
	賀 茂 川	3	30.72			3	30.72
	沼 田 川	45	231.00			45	231.00
	和 久 原 川	2	5.60			2	5.60
	藤 井 川	3	25.19			3	25.19
	本 郷 川	2	15.69			2	15.69
	羽 原 川	2	6.90			2	6.90
	新 川	2	3.50			2	3.50
	山 南 川	2	5.05			2	5.05
	永 田 川	3	3.25			3	3.25
	大 正 川	2	2.67			2	2.67
	単 独 河 川	30	67.34			30	67.34
	計	137	631.14			137	631.14
	合 計	499	2,746.111	23	327.36	505	3,073.471

2 河川の整備実施方針

県の総合計画である「安心▷ 誇り▷ 挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため、社会資本分野のマネジメント基本方針として策定した「社会資本未来プラン」における河川部門の事業別整備計画として「ひろしま川づくり実施計画 2021」を令和3年3月に策定した。

県民の安全・安心の確保を最優先とし、施設能力を上回る災害から人命を守り、社会経済活動への深刻な被害を防止・軽減するため、河川改修などの施設整備や、維持管理による河道や施設の保全、住民の主体的な避難に繋がるソフト対策の充実・強化などの取組をデジタル技術も活用しながら一体的に推進するとともに、国や市町、まちづくりや農林部局など他分野の関係部局とも連携しながら、多様な主体の様々な取組を組み合わせ、流域全体で総合的かつ多層的に進めていく。



「ひろしま川づくり実施計画2021」における取組の基本方針

3 取組の概要

(1) 洪水・高潮による社会経済被害の最小化に向けた河川整備

ア 主要河川事業の内容（県事業）

再度災害防止を最優先とし、被災地域の早期の復旧・復興を図るとともに、洪水氾濫による被害の発生を未然に防止・軽減するために、県内の現況の災害リスクを総点検し、人命被害や社会経済活動への深刻な影響が発生する危険性等に応じた整備優先度評価により、事業の重点化を図るなど、効果的な事前防災対策を進める。

(7) 河川改修事業

流域の都市化が進展している河川や、近年に甚大な浸水被害を受けた河川において、流下断面を広げるなどにより洪水を安全に流下させる河川改修事業を推進する。

堺川（内神川：呉市）、手城川（福山市）、三津大川（東広島市）、多治比川（安芸高田市）、本川（竹原市）、小瀬川（廿日市市）、玖島川（大竹市）等

(4) 地震・高潮対策

瀬戸内海沿岸部市街地を高潮や津波による被害から守るため、河口部において耐震化や高潮堤の整備を進める。

京橋川・猿猴川（広島市）等

イ 国直轄河川改修事業の工事概要

(7) 太田川

広島市街地を洪水から守るため、昭和7年度から太田川放水路工事に着手し、昭和42年度に概成した。平成13年度には、支川滝山川で温井ダムが完成している。現在は、高潮対策として観音地区の高潮堤防の整備や、三篠地区の築堤護岸の整備等が行われている。

(4) 江の川

昭和28年から八千代町（現安芸高田市）下土師から三次市までの区間について改修工事が行われ、昭和48年度には土師ダムが、平成18年度には馬洗川の支川上下川で灰塚ダムが完成し、洪水調節等に大きな役割を果たしている。

現在は、三次市において河道掘削等が行われている。

(7) 芦田川

大正12年から昭和41年にかけて中下流部の改修工事が実施され、堤防は一定の水準で整備されている。平成9年には八田原ダムが完成し、洪水調節等が行われている。

現在は、上流部において、流下能力確保のため、橋梁架替等が行われている。

(1) 小瀬川

昭和43年から改修工事に着手し、下流部の河道は概成している。また、平成2年度には弥栄ダムが完成し、洪水調節等が行われている。

現在は、大竹市等において堤防整備等が行われている。

ウ 令和7年度予算

（単位：千円）

事業名		予算額	説明	
河川事業	公共	河川改修事業	4,897,200	多治比川（安芸高田市）、本川（竹原市）、内神川（呉市）、手城川（福山市）ほか32箇所の護岸、築堤工事等
		都市小河川改修事業	10,000	御幸川（広島市）の高潮対策工事等
		地震・高潮対策事業	462,000	京橋川・猿猴川（広島市）ほか3箇所の防潮堤工事等
		情報基盤整備事業	73,500	河川監視カメラ等の設置
		河川災害関連事業	28,742	三津大川（東広島市）の護岸工事等
		特定都市河川浸水被害対策推進事業	75,000	本川流域（竹原市）の雨水貯留施設整備等
		小計	5,546,442	
	単独	河川改良事業	2,456,100	浸水箇所の再度災害防止、災害の未然防止など緊急を要する箇所の整備など
		小計	2,456,100	
	その他	市町土木工事受託費	352,000	三篠川（広島市）ほかの市町道橋の架替工事等の受託
		小計	352,000	
直轄負担金		2,256,669	太田川水系、芦田川水系、江の川水系及び小瀬川水系における直轄管理区間の護岸、築堤工事等	
合計		10,611,211		

※令和6年度12月補正（国補正対応分）含む

(2) 流域治水の推進

気候変動等による水害の激甚化・頻発化に備えるため、河川・下水道管理者が主体となつて行う治水対策に加え、流域全体のあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）が協働し、流域全体で水害を軽減させる対策「流域治水」を推進する。

県内すべての二級水系において、流域治水プロジェクトを策定・更新するとともに、江の川上流域及び本川流域を特定都市河川流域に指定し流域水害対策計画を策定するなど、法的枠組みを活用して流域治水を進めている。新たに、東広島市・呉市を流れる黒瀬川流域を特定都市河川流域指定に向けて手続を進めるなど、早期に地域の治水安全度を向上に努める。



流域治水の取組イメージ（国土交通省 HP より）

(3) 施設機能を適切に維持するための維持管理

ア 河川の維持

河川管理施設の機能を十分に発揮させ、洪水を安全に流下し、浸水被害を防止・軽減するため、PDCA サイクルによる施設の適確な運用・管理により各施設の機能を維持するとともに、「河川内の堆積土等除去計画 2021」に基づき、計画的な河川の流下能力確保に努める。

また、重要施設における長寿命化計画の策定や、河川の状況把握へのデジタル技術の活用など、効果的・効率的な河川維持に向けた取組を推進する。

令和 7 年度河川維持修繕実施計画

（単位：千円）

区 分	種 別	内 容	予 算 額
河川維持 修繕費	河 床 掘 削	河床堆積土砂の掘削、除去	3,855,514
	護 岸 修 繕	老朽護岸の修繕	
	維 持 管 理 費 等	河川管理施設の維持管理費等	

イ 河川の管理

河川の管理にあたっては、河川法に基づき、洪水・高潮等による災害の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の保持及び河川環境の整備と保全がなされるように努める。

河川法に基づく管理事務については、河川は公共用物として一般公衆の自由使用に供されるべきものであり、原則としてその排他的かつ独占的な使用は認められないことを基本としつつ、一方で新たな目的である環境という視点から、地域づくりや街づくり等に資するものについては、河川の多様な利用を推進する。

河川関係許可等件数等一覧（令和6年度）

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	本庁	計
河川法許可（20条）	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3
河川法許可（23条）	0	0	0	0	0	3	0	1	0	0	4
河川法許可（24・26・27条）	391	64	42	49	178	224	133	93	72	0	1,246
河川法許可（24条）	430	114	22	99	227	254	300	345	157	0	1,948
河川法許可（34条）	8	3	0	1	6	4	0	0	0	0	22
普通河川等の工事許可	192	10	40	1	2	27	2	3	11	0	288
特定都市河川浸水被害対策法許可（30条）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	21
小計	1,048	191	105	150	416	522	453	457	241	21	3,604
境界立会	73	6	10	6	26	36	14	7	5	0	183
境界確定協議	26	4	9	3	15	21	7	0	2	0	87
小計	99	10	19	9	41	57	21	7	7	0	270
境界確定証明	2	0	0	0	2	1	1	0	0	0	6
小計	2	0	0	0	2	1	1	0	0	0	6
計	1,149	201	124	159	459	580	475	464	248	21	3,880

河川管理施設の適切な管理や河川利用の調整を図るとともに、河川敷地に存在する不法占用物件の除却に努め、公共用物としての河川の適正な管理を推進する。

特に、河川区域内のプレジャーボートの不法係留は、広島市域を中心に社会的な問題となっているが、平成10年度には、関係機関と共同で「太田川水系不法係留船対策に係る計画」を策定し、県管理河川では京橋川の上流部に重点的撤去区域を設定した。

平成12年度から平成22年度に順次、重点的撤去区域を拡大するなど、計画的かつ段階的に不法係留の解消に向けて取組を継続している。また、河川法施行令の改正に伴い重点的撤去区域を指定している6河川について、平成26年度から船舶の指定及び罰則の適用対象とし、平成27年8月に猿猴川における不法係留施設に対する行政代執行を実施した。今後も、不法係留船対策の一層の強化・推進を図り、厳正かつ積極的に不法係留の解消を進めている。

(1) 逃げ遅れゼロに向けた防災情報の提供

気候変動による豪雨の激甚化・頻発化に対応していくため、施設能力を上回る外力の発生に対しては、施設だけでは守り切れないことを、社会の各主体が認識し、それぞれが備え、いざというときには、自らリスクを察知し適切に行動（避難）できるよう、ソフト対策の充実・強化を図る。

ア よりきめ細かな水害リスク情報の提供

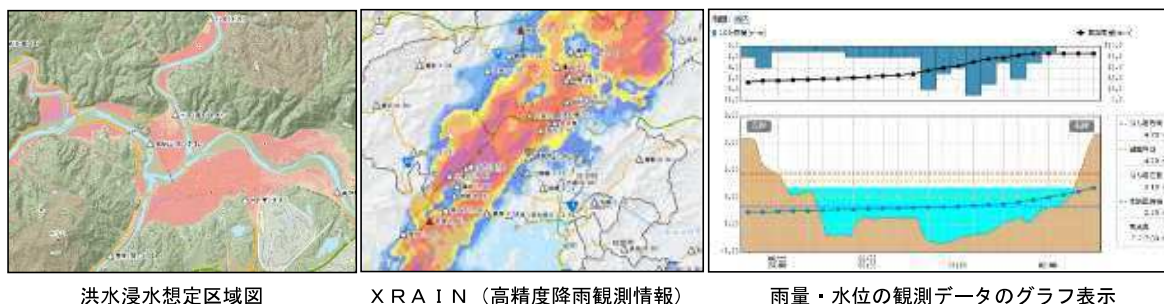
(7) 河川防災情報の提供

住民の適切な避難や市町の迅速な水防活動を支援するため、雨量・水位等のリアルタイム情報、高精度レーダ雨量情報及び全ての県管理河川の洪水浸水想定区域図等の防災情報について、河川防災情報システムにより公表している。

また、より切迫性のある洪水情報を提供するための河川監視カメラの拡充などに取り組む。

広島県河川防災情報システム TOP: <https://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/>

洪水ポータルひろしま: <https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>



(イ) 洪水予報の運用

平成 16 年度から沼田川、黒瀬川において洪水予報を開始し、迅速な水防活動や、住民の避難を支援している。

洪水予報河川及び指定区域

洪水予報河川	洪水予報指定区間
沼田川	河口～三原市本郷町船木
黒瀬川	河口～二級ダム

また、洪水がいつ・どこで発生し得るか（洪水危険度）を表示する「水害リスクライン」の構築により、対象となる全ての二級水系の実況水位及び予測水位の見える化に取り組む。

イ 水防活動

気象台から大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報が発せられた場合、国土交通省及び広島県が気象台と共同で洪水警報を発した場合、その他知事が必要と認めたときは、土木建築局に水防県本部を、各建設事務所（支所）及び広島港湾振興事務所に水防地方本部（水防県本部及び各水防地方本部にはその内部組織として、それぞれ庶務班、資材班、情報連絡班、水防対策班を置く。）を設置し、洪水又は高潮に対し、水災を警戒し、防御し、これによる被害の軽減に努めている。

また、市町の水防活動の指針となる県水防計画を毎年見直し、情報連絡体制や重要水防箇所の周知を図るほか、避難指示等の目安となる堤防の浸透・侵食に対する監視を行い、市町への情報提供を行っている。

重要水防箇所数

（令和 7 年 3 月 31 日 現在）

区 分	所轄 事務所数	重要水防箇所		備 考
		箇所数	延長（km）	
直 轄 管 理	3	(215) 604	226.30	() は、工作物を重要水防箇所に指定したもので、外書き
県 管 理	10	252	371.79	
合 計	13	(215) 856	598.09	

※重要水防箇所には、海岸も含む。

ウ 水害リスクの認知と正しい理解の促進

適切な避難行動には、災害に対する心構え（災害リスクの認知）と災害や避難に関する正しい知識を持つことが重要であることから、防災知識等の普及に努めていく。

防災知識の向上を図るための河川出前講座や、的確な情報発信のための報道機関との勉強会などを実施するほか、防災教育ツールの充実に取り組んでいる。

(2) 水辺の魅力向上の推進

ア 草刈りや清掃活動などの河川愛護活動の支援

生活の身近にある河川の将来にわたる良好な河川環境の維持・向上を図るため、ボランティア活動として、河川の清掃・美化等を行う団体・企業等をアダプト活動団体（ラブリバー活動団体）として認定し、支援する「広島県アダプト制度（広島県ラブリバー制度）」を平成 14 年度より実施している。

引き続き、ひろしまアダプト活動支援事業により認定団体を積極的に支援するとともに、積極的な広報活動を行い、住民と行政の協働体制づくりを推進していく（令和 7 年 3 月末認定団体数 486 団体）。

イ 「水の都ひろしま」構想などの河川利用の促進

広島市は中心部に 6 本の川が流れ、美しい水辺に恵まれた水の都としての優れた特性を持っており、この水辺の魅力をより一層引き出すために、平成 15 年に国・県・市・市民との協働により「水の都ひろしま」構想を策定し、「水の都ひろしま」の実現に向けた取組を推進している。

また、「水の都ひろしま」構想においてモデル地区の一つに位置付けられた猿猴川広島駅南口周辺地区では、「美しい川づくり」将来ビジョンに基づき、広島駅周辺地区の水辺が「水の都」の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間となるよう、県・市で連携し取組を進めている。

4 ダムの概要

県民を洪水から守るための抜本的な治水対策並びに安定的かつ安全で良質な水の供給に適切に対応できる水資源を確保するため、地域に密着した効果的なダムの建設を進め、現在 12 ダム（県管理）を運用している。

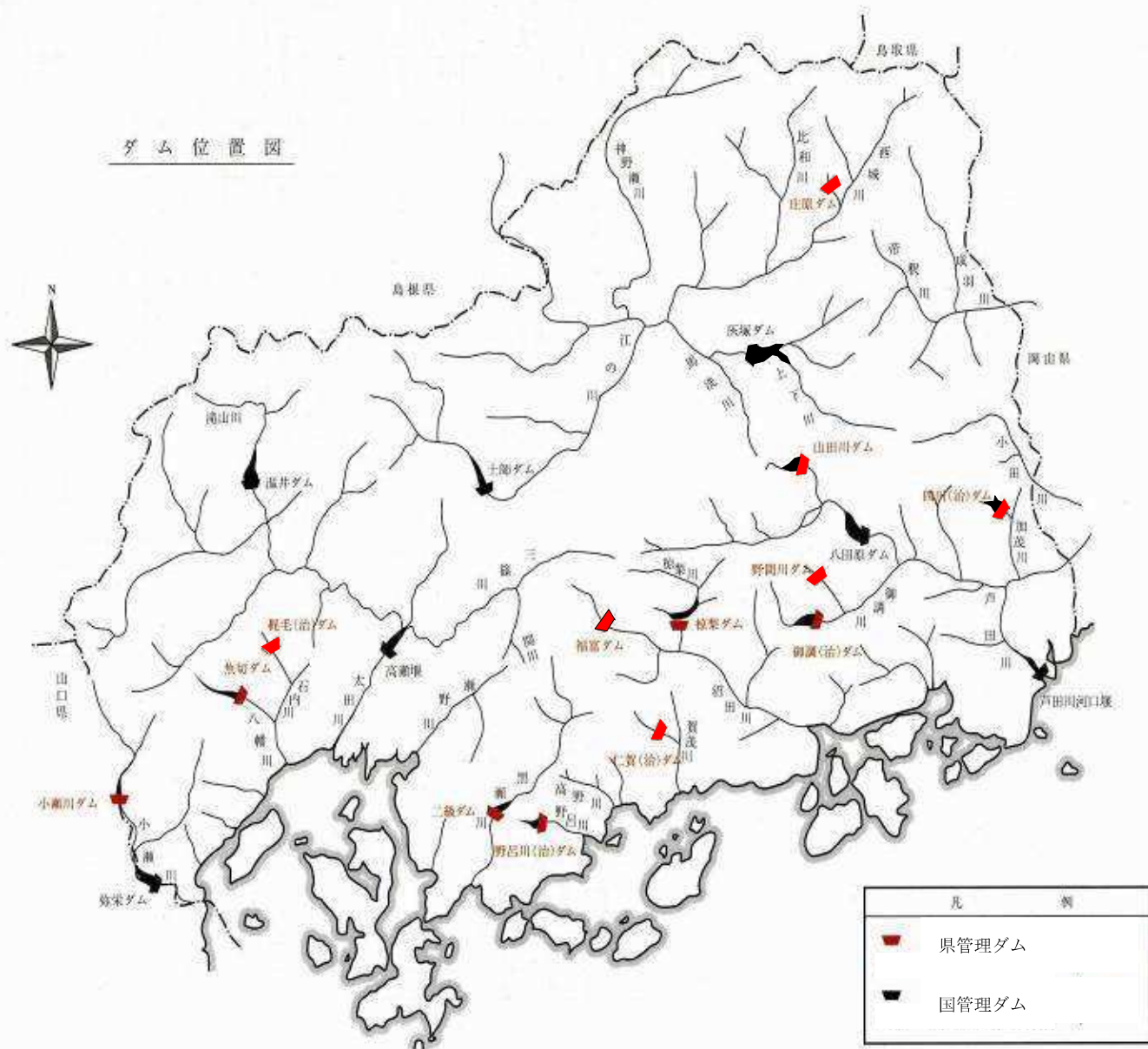
また、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めるとともに、親しまれるダム湖の創出を目指して、ダム貯水池の景観保全や貯水池内の水質保全対策の推進を図る。

広島県のダム（国土交通省所管）

種 別	ダ ム 名	事 業 者	水 系 及 河川名	位 置	目 的	型 式	ダ ム の 諸 元					目 的 の 主 な 内 容		施工年度	総事業費 (百万円)
							堤高 (m)	堤頂長 (m)	集水面積 (km ²)	総貯水量 (千 m ³)	有効貯水量 (千 m ³)	洪水調節量 (m ³ /S)	開発水量 (m ³ /日)		
設 計 の ダ ム	二級ダム	広島県	黒瀬川	呉市郷原町	I.P.W	重力式 コンクリート	32.0	89.0	232.0	1,295	932	—	12,000	S16～S18	1.02
	小瀬川ダム	広島県 山口県	小瀬川	廿日市市浅原 岩国市美和町	F.I.P	〃	49.0	158.0	135.0	11,400	9,900	990→400	78,000	S31～S39	1,820
	椋梨ダム	広島県	沼田川 椋梨川	東広島市河内町	F.I.P.W	〃	39.5	213.4	160.0	7,540	6,270	640→415	170,000	S35～S43	2,030
	土師ダム	国 土 交通省	江の川	安芸高田市 八千代町	A.F.I. P.W.N	〃	50.0	300.0	307.5	47,300	41,100	1,900→800	300,000	S41～S48	10,010
	高瀬堰	〃	太田川	広島市安佐北区 〃 安佐南区	F.W	可動堰	5.5	273.0	1,480.0	1,980	1,780	7,500 (計画高水流量)	164,000	S45～S50	5,785
	芦田川河口堰	〃	芦田川	福山市築島町 〃 水呑町	F.I	〃	6.0	450.0	870.0	5,460	4,960	3,000 (計画高水流量)	170,000	S44～S55	15,100
	魚切ダム	広島県	八幡川	広島市佐伯区	F.W.P.N	重力式 コンクリート	79.8	255.0	38.4	8,460	7,840	420→60	73,000	S46～S56	16,900
	弥栄ダム	国 土 交通省	小瀬川	大竹市前飯谷 岩国市小瀬	F.I.W. P.N	〃	120.0	540.0	301.0	112,000	106,000	2,600→900	181,000	S46～H2	110,000
	八田原ダム	〃	芦田川	世羅郡世羅町 府中市諸毛町	F.I.W.N	〃	84.9	325.0	241.6	60,000	57,000	1,250→500	170,000	S48～H9	108,000
	温井ダム	〃	太田川 滝山川	山県郡 安芸太田町	F.W.P.N	アーチ式 コンクリート	156.0	382.0	253.0	82,000	79,000	2,900→1,100	300,000	S49～H13	175,000
	山田川ダム	広島県	芦田川 山田川	世羅郡世羅町	F.W.N	重力式 コンクリート	32.1	204.8	5.6	700	590	50→8	1,000	H2～H17	8,060
	灰塚ダム	国 土 交通省	江の川 上下川	三次市三良坂町	F.W.N	〃	50.0	196.6	217.0	52,100	47,700	1,150→400	15,000	S49～H18	180,000
	福富ダム	広島県	沼田川	東広島市福富町	F.W.N	〃	58.0	292.0	53.8	10,900	9,800	290→90	20,000	S50～H21	37,070
	野間川ダム	広島県	芦田川 野間川	尾道市御調町 三原市久井町	F.W.N	〃	31.5	112.6	4.4	560	494	45→20	1,750	H5～H24	5,800
	庄原ダム	広島県	江の川 大戸川	庄原市川西町	F.W.N	〃	42.0	118.5	4.2	701	638	23→4	4,150	H12～H28	7,200
治 水 ダ ム	野呂川ダム	広島県	野呂川	呉市安浦町	F.N	〃	44.8	170.0	13.0	1,700	1,200	150→75	—	S44～S50	2,320
	御調ダム	〃	芦田川 御調川	尾道市御調町	F.N	〃	53.1	206.2	54.0	5,040	4,500	260→110	—	S48～S63	13,900
	四川ダム	〃	芦田川 四 川	福山市加茂町	F.N	〃	58.9	251.0	9.0	1,650	1,550	70→15	—	S49～H17	22,250
	梶毛ダム	〃	八幡川 梶毛川	広島市佐伯区	F.N	〃	49.0	225.6	3.5	1,060	930	50→5	—	S63～H20	16,950
	仁賀ダム	〃	賀茂川	竹原市仁賀町	F.N	〃	47.0	154.0	10.5	2,710	2,500	95→25	—	S45～H23	20,200

(注) F：治水，I：工水，W：上水，P：発電，A：農水，N：不特定

ダム位置図



5 ダムの維持管理等

(1) 県の管理ダム

県の管理に係る既設の多目的ダム及び治水ダムは、次のとおりである。

各ダムとも、ダム管理に必要な観測施設、通信警報施設及びデータ処理・操作設備等を設け、それぞれの操作規則に従ってダムを管理している。

ダ ム 名	完 成 年 月	管 理 所 管	摘 要
小 瀬 川 ダ ム	昭 和 39 年 6 月	小瀬川ダム管理事務協議会 (小瀬川ダム管理事務所)	山口県と共同管理
棕 梨 ダ ム	昭 和 44 年 3 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
野 呂 川 ダ ム	昭 和 51 年 3 月	西部建設事務所呉支所 (野呂川ダム管理事務所)	
魚 切 ダ ム	昭 和 57 年 3 月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
御 調 ダ ム	平 成 元 年 3 月	東部建設事務所三原支所	
四 川 ダ ム	平 成 17 年 1 月	東部建設事務所	
山 田 川 ダ ム	平 成 18 年 3 月	東部建設事務所三原支所	
梶 毛 ダ ム	平 成 20 年 6 月	西部建設事務所 (魚切ダム管理事務所)	
福 富 ダ ム	平 成 21 年 10 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
仁 賀 ダ ム	平 成 24 年 3 月	西部建設事務所東広島支所 (棕梨ダム管理事務所)	
野 間 川 ダ ム	平 成 25 年 6 月	東部建設事務所三原支所	
庄 原 ダ ム	平 成 28 年 8 月	北部建設事務所庄原支所	

(2) ダムの維持管理

既設ダムについては、その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めると共に、老朽化に伴う管理設備の改良・更新を図る。

また、既設ダムを有効活用し、治水機能の向上を図るなど、ダム再生の取組を推進する。

令和7年度予算額

(単位：千円)

区 分	事 業 名	予 算 額	事業内容
補助公共事業	堰堤改良事業	525, 252	魚切ダムなど5箇所老朽化の著しい管理設備の改良・更新

※令和6年度12月補正(国補正対応分)含む

＝ 第 3 章 砂防・地すべり・急傾斜地 ＝



地元自主防災会関係者と小学生へ向けた砂防出前講座での現場見学会の様子
(呉市・光明寺川砂防堰堤)

1 砂防関係事業の概要と整備方針

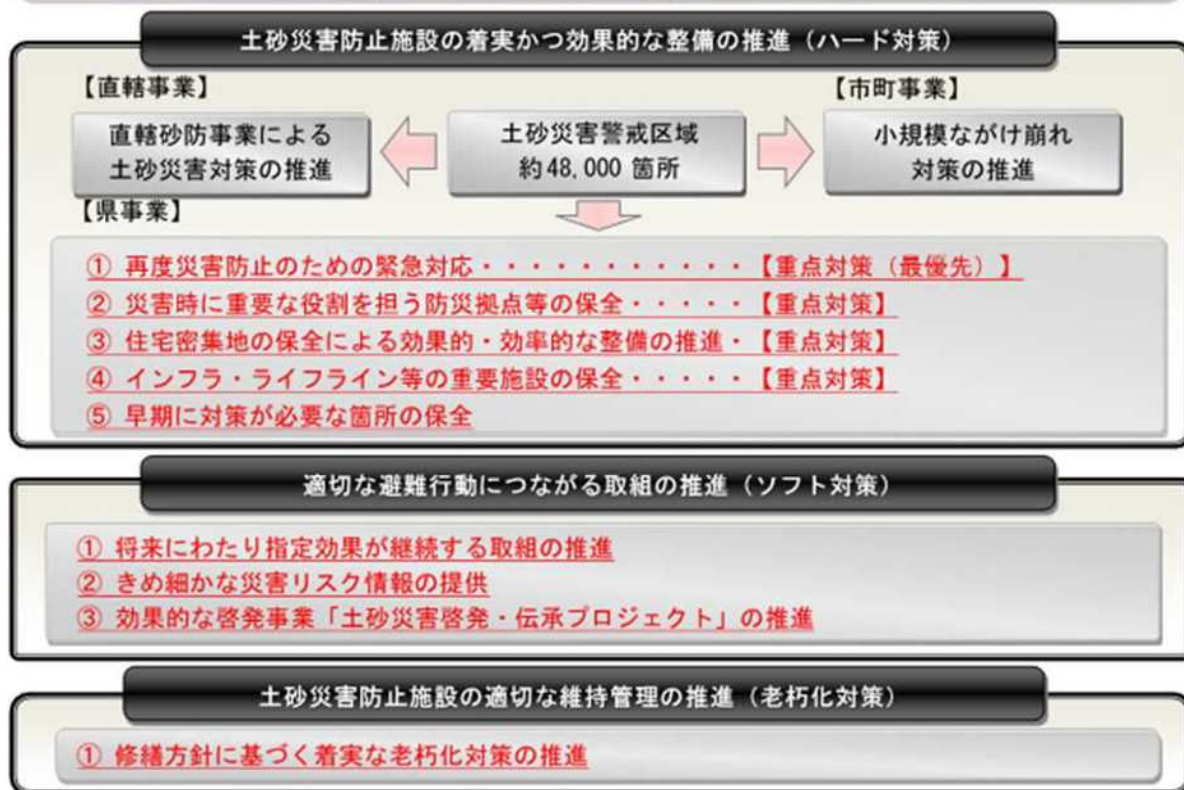
広島県は、県土の約7割が山地であり、崩壊し易い風化花崗岩（マサ土）と流紋岩等から構成される地質が、南部を中心とした人口密集地域に広く分布し、長雨や集中豪雨に起因する、がけ崩れや、土石流等の土砂災害による被害を過去に何度も受けてきた。こうした背景や平成30年7月豪雨を踏まえ、土砂災害発生箇所における再度災害防止対策や地域の防災拠点の優先的保全など着実かつ効果的なハード対策や、警戒避難体制の充実など土砂災害から県民の命を守るために必要なソフト対策を盛り込んだ「ひろしま砂防アクションプラン2021」を令和3年3月に策定し、ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策を推進することとしている。

(1) 「ひろしま砂防アクションプラン2021」の概要

ア 実施方針

（ハード・ソフト一体となった土砂災害対策の推進）

平成30年7月豪雨の被災地の再度災害防止に最優先で取り組む。また、今後も激甚化が懸念される土砂災害から県民の命と暮らしを守るため、効果的なハード対策を着実に進めるとともに、県民一人ひとりの適切な避難行動につながるソフト対策を推進する。



(2) 事業の概要

ア ハード対策

(7) 砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため、水源地域の保全を図る荒廃対策、国民の生命及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし、明治30年に砂防法が施行された。

本県には、16,912の土砂災害警戒区域（土石流）があるが、このうち令和6年度末までに2,092渓流を砂防指定地として指定し、効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備を整備している。

(イ) 地すべり対策

地下水等に起因して土地の一部が滑動し、人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この対策として昭和 33 年に地すべり等防止法が施行された。

本県には、117 の土砂災害警戒区域（地すべり）があるが、このうち令和 6 年度末までに地すべり防止区域として指定済の 28 箇所に対し、集水ボーリング等の地すべり防止施設を整備している。

(ウ) 急傾斜地対策

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため、昭和 44 年に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が施行された。

本県には、30,825 の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）があるが、このうち令和 6 年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の 2,226 箇所に対し、法枠等の急傾斜地崩壊防止施設を整備している。

(エ) 雪崩対策

雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象とした制度として、雪崩対策事業が創設され、昭和 60 年度から実施されている。

本県には、336 の雪崩危険箇所があるが、このうち 5 箇所が整備済みとなっている。

イ ソフト対策

(ア) 土砂災害警戒区域等の認知度向上の取組

県内の土砂災害警戒区域等の指定が令和 2 年 6 月に完了した。これらの認知度を向上させるため、各自治体のハザードマップへの掲載や「土砂災害ポータルひろしま」などの web 媒体を通じた取組を進めてきた。また、土砂災害警戒区域等を有する 420 小学校区への「土砂災害警戒区域等を示したリスク情報標識」の設置に取組み、令和 5 年度に完了した。今後もさらなる認知度向上を図るべく公共施設等への設置拡大の取組を推進していく。

(イ) きめ細かな災害リスク情報の提供

土砂災害の危険度が高まったときには土砂災害警戒情報を発表することにより、市町の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援している。

また、土砂災害警戒情報を補足する情報として、1 km メッシュ毎に詳細な土砂災害発生危険度を表した土砂災害危険度情報をインターネットやNHK広島放送局のデータ放送などにより提供している。

さらに、AR 技術の活用による災害リスクの可視化や土砂災害警戒情報の精度向上など、個人や地域ごとに最適な情報が届くようきめ細かな災害リスク情報の提供に取り組んでいる。

(ウ) 「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」の推進

県民に土砂災害に対する防災意識を広く啓発するとともに、被災の事実を地域や子ども達に確実に伝承していくため、「啓発」・「防災教育」・「伝承」を 3 本柱とする「土砂災害啓発・伝承プロジェクト」を推進している。

県民一人一人にリスク情報を自ら取得してもらうための取組として、チラシやポスターの掲示、web 等を活用した情報発信、防災知識の向上を図る防災教室の開催など、土砂災害リスク情報の認知度向上を促す新たな取組の強化に取り組んでいる。

ウ 直轄砂防事業

近年頻発する土砂災害に対し、より高度な技術力を要する対策が必要な区域について国は平成 31 年に広島西部山系砂防事務所を開設し、これまで直轄砂防事業を行ってきた広島西部山系のほか、安芸南部山系に特定緊急砂防事業を加え、砂防堰堤の整備に取り組んでいる。

(3) 区域の概況

区分 事務所 (支所)	砂 防 指 定 地			地すべり防止区域		急傾斜地崩壊 危険区域		土砂災害警戒区域等							
	指 定 渓流数	指定 面積 (ha)	指定 延長 (km)	指 定 箇所数	指定 面積 (ha)	指 定 箇所数	指定 面積 (ha)	土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		合計	
								警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域	警戒 区域	特別 警戒 区域
西 部	551	3,461.0	581.4	2	20.1	621	352.4	3,308	2,858	5,940	5,620	5	0	9,253	8,478
呉 (支所)	295	887.9	229.5	0	0	768	495.0	1,458	1,327	2,639	2,432	0	0	4,097	3,759
廿日市 (支所)	159	794.3	195.0	1	52.1	146	93.7	886	789	1,351	1,305	6	0	2,243	2,094
安芸太田 (支所)	133	1,455.2	240.6	3	17	59	88.3	1,212	1,153	1,908	1,891	11	0	3,131	3,044
東広島 (支所)	222	1,756.5	268.6	1	10	198	194.9	1,972	1,839	3,521	3,388	3	0	5,496	5,227
東 部	145	3,193.6	188.4	8	126.3	148	108.5	2,006	1,773	4,858	4,726	30	0	6,894	6,499
三 原 (支所)	257	2,298.7	351.0	3	25.8	204	148.8	2,539	2,228	5,037	4,919	13	0	7,589	7,147
北 部	209	1,146.4	300.8	1	5.1	53	49.6	1,907	1,823	3,052	2,980	22	0	4,981	4,803
庄 原 (支所)	121	903.38	189.3	9	283.1	29	35.5	1,624	1,544	2,519	2,478	27	0	4,170	4,022
計	2077	15,869.4	2,540.2	28	539.5	2,226	1,566.7	16,912	15,334	30,825	29,739	117	0	47,854	45,073

※ 溪流が複数の建設事務所（支所）管内にまたがる場合があるため、計は各建設事務所（支所）の合計に一致しない。

※ 指定面積、指定延長は小数第2位を四捨五入

(令和 7 年 3 月 31 日 現在)

2 令和 7 年度事業の内容

(単位：千円)

区 分	事 業 内 容		予 算 額
土砂災害防止施設の着実かつ効果的な整備の推進（ハード対策）	国直轄事業	広島西部山系等における土砂災害対策	1,849,866 (県負担金)
	県事業	被災地域及び防災拠点や住宅密集地等を保全する土砂災害対策	10,225,950
適切な避難行動につながる取組の推進（ソフト対策）	施設整備等による地形改変箇所における土砂災害警戒区域等の見直し等		204,750
	情報提供システムの充実等		114,450
土砂災害防止施設の適切な維持管理の推進（老朽化対策）	砂防施設の修繕、改築等		1,463,582
合 計			13,858,598

※令和 6 年度 12 月補正 (国補正対応分) 含む

3 砂防関係施設の維持管理

本県では、現在、砂防法、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を指定しており、この各指定地内の管理にあたっては、標識・標柱を設置し、指定区域を明確にするとともに、不法行為の取締り、パトロールの強化等を行っている。

また、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設について、アセットマネジメントの点検結果に基づき、緊急度の高いものから計画的に修繕を実施している。

なお、急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち伐採・除草や標識の補修・更新等については、一部を除く市町に対して事務を移譲している。

第4章 海岸



港湾海岸保全施設整備事業 鹿川港海岸大柿地区（江田島市大柿町）

1 海岸の概要

本県の海岸総延長は約 1,130km で、このうち海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）の規定に基づき約 590km が海岸保全区域に指定されている。内訳は、国土交通省（水管理・国土保全局）所管区域約 60km、国土交通省（港湾局）所管港湾区域約 354km※、農林水産省（水産庁）所管漁港区域約 81km※及び農林水産省（農村振興局）所管区域が約 95km※である。（※ 重複区間を含む。）

海岸の整備は、高潮・波浪又は地盤変動による災害から、県民の生命と財産を防護するため、未整備海岸及び老朽化の著しい護岸、堤防の整備を重点的に推進するとともに、周辺の景観や自然資源との調和を図りながら、利用しやすく、親しみやすい、潤いのある海岸環境の整備を推進する。

また、平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震等を踏まえ、従来考慮していなかった津波対策を盛り込むとともに、地震対策など減災対策を明記し、「広島沿岸海岸保全基本計画」を平成 26 年 9 月に変更した。

(1) 海岸の管理区分

種 別	管理者	指 定	広 島 県
国土交通省海岸（水管理・国土保全局）		海岸保全区域の指定は知事	土 木 建 築 局
〃（港湾局）			〃
農林水産省海岸（水産庁）			〃
〃（農村振興局）			農 林 水 産 局

(2) 海岸の現況

（単位：km）

所 管 省 庁	海 岸 線 延 長	海 岸 保 全 区 域 延 長
総 数	1,128.553	589.932
国 土 交 通 省 （ 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 ）	376.365	59.952
（ 港 湾 局 ）	502.355 (5.464)	353.569 (5.464)
農 林 水 産 省 （ 水 産 庁 ）	153.237 (0.580)	80.929 (0.580)
（ 農 村 振 興 局 ）	96.596 (6.044)	95.482 (6.044)

（注）令和 6 年度（版）海岸統計基礎資料による。

（ ）は、港湾局、水産庁及び農村振興局の重複区間で内数である。

2 海岸の整備方針

「ひろしま海岸防災プラン 2021（令和 3 年 3 月策定）」に基づき、高潮、波浪及び津波等による災害から県民の生命と財産を防護し、県土の保全を図るため、海岸保全施設の整備を進める。

ひろしま海岸防災プラン 2021

「ひろしま海岸防災プラン 2021」は、県の総合計画である「安心▷ 誇り▷ 挑戦 ひろしまビジョン」の分野別計画として策定している「社会資本未来プラン（土木建築局）」及び「2025 広島県農林水産業アクションプログラム（農林水産局）」における海岸部門の事業別整備計画として策定した計画である。

計画期間：令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度（5 年間）

投資予定額：概ね 150 億円

3 令和7年度事業の内容

(単位：千円)

事業名			区分	予 算 額	説 明
公 共	国土 水保 管理 ・ 局	高 潮 対 策 事 業		182,700	柿ノ浦海岸(廿日市市)など3海岸の護岸工事等
		計		182,700	
	港 湾 局	港湾海岸保全施設事業		1,111,000	広島港(広島市)など11港の堤防、護岸の改良、補強工事等
		海岸メンテナンス事業		210,000	尾道糸崎港(三原市)の護岸及び瀬戸田港(尾道市)の排水機場の老朽化対策工事
		国直轄事業負担金 (海岸事業)		446,000	広島港の護岸の改良工事等
		計		1,767,000	
	水 産 庁	漁港海岸保全施設事業		283,500	横田漁港(福山市)の離岸堤等整備など3漁港の高潮対策工事
		海岸メンテナンス事業		68,250	豊島漁港(呉市)の護岸及び倉橋漁港(呉市)の水門の老朽化対策工事等
		計		351,750	
合 計				2,301,450	

※令和6年度2月補正(国補正対応分)含む

4 海岸の維持管理

県内の海岸保全区域に指定されている約590kmの海岸のうち、土木建築局が所掌する国土交通省(水管理・国土保全局、港湾局)所管及び農林水産省(水産庁)所管の計約495kmについて、護岸や防潮扉の計画的な点検や修繕を行い、海岸保全施設の機能を維持する。

また、海岸保全区域については、海岸の適正な利用の促進と、海岸環境の保全を図り、海岸の多様な機能が十分発揮されるよう管理するとともに、それ以外の公共の海岸である一般公共海岸区域についても適正な管理を行う。

令和7度海岸維持修繕実施計画

(単位：千円)

区 分	種 別	予 算 額
国土交通省(水管理・国土保全局) 海岸維持修繕費	海岸保全施設の機能維持	102,030
国土交通省(港湾局) 海岸維持修繕費	〃	1,221,532
農林水産省(水産庁) 海岸維持修繕費	〃	130,577

注：国土交通省(港湾局)海岸維持修繕費は、港湾維持修繕費を含めた額である。

注：農林水産省(水産庁)海岸維持修繕費は、漁港維持修繕費を含めた額である。

第5章 空 港



広島空港の就航路線

1 広島空港の概要

(1) 広島空港の現状

広島空港は、3,000mの滑走路、9つのスポットを有するエプロンや最新鋭の設備とともに、31,000 m²の旅客ターミナルビル、3,900 m²の貨物ターミナル施設などを備えた中国・四国地方最大の空港である。

また、平成29年10月29日から、空港の運用時間が夜間1時間延長され、15時間（7：30～22：30）となっている。

国内定期路線は、新型コロナウイルス感染症の影響からほぼ回復し、令和6年度の旅客数は、コロナ前の令和元年度比では96.4%となった。また、国際定期路線は、令和2年3月下旬以降、全路線運休となっていたが、令和4年度に台湾線が復便し、令和5年度には、大連・北京線、上海線が復便するとともに、ソウル線が就航し、令和6年度は香港線が復便するとともに、中四国初となるハノイ線が新規就航するなど、回復しつつある。

令和3年7月から広島空港の運営を開始した広島国際空港（株）（以下「H I A P」）等と連携し、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復状況を踏まえながら、中国・四国地方の拠点空港として、また、本県の新たな経済成長を支えるグローバルゲートウェイとして、引き続き利便性の向上や利用促進を図る。

広島空港の概要

設 置 管 理 者		国土交通大臣	
飛 行 場 の 種 類		空港法第4条第1項第5号に掲げる空港	
供 用 開 始 日		平成5年10月29日（3,000m滑走路供用：平成13年1月25日）	
施 設 概 要	告 示 年 月 日	平成12年12月28日（運輸省告示414号）	
	管 理 面 積	1,948,484 m ²	
	基 本 施 設 （ターミナル拡張計画を含む。）	着 陸 帯	長 さ 3,120m×幅 300m
		滑 走 路	長 さ 3,000m×幅 60m
		誘 導 路	総延長 3,290m
		エ プ ロ ン	120,300 m ² （サブターミナルを含む。）
	航 空 灯 火	進入灯、進入角指示灯、中心線灯、滑走路灯、誘導路灯、エプロン照明灯等	
要	通 信 施 設	遠隔空港対空通信施設、飛行場情報放送業務施設	
	航空保安無線施設	I L S（計器着陸装置）、A S R（空港監視レーダー）、S S R（二次監視レーダー）、V O R／D M E（超短波全方向無線標識装置／距離測定装置）	
	気象観測施設	滑走路視距離測定器、風向風速観測装置、雲高測定器等	
運 用 時 間		15時間（利用時間：7時30分から22時30分まで）	

(2) 主な施設整備等の状況（国土交通省事業）

時 期	内 容	目 的
平成 20 年 6 月	計器着陸施設の高度化（CAT-Ⅲa）	視界不良による欠航、ダイバート（目的外空港への着陸）、遅延等の改善
平成 21 年 7 月	計器着陸施設の高度化（CAT-Ⅲb）	
令和 3 年 4 月以降	滑走路端安全区域（RESA）の整備	航空機がオーバーラン及びアンダーシュートした場合に航空機の損傷を軽減

(3) アクセスの充実

広島空港へのアクセスとしては、広島（広島駅新幹線口・広島バスセンター）、呉、三原、福山、西条からの空港アクセスバス、ＪＲ白市駅からの空港連絡バス、竹原、忠海、尾道、宮島口、五日市駅北口からの乗合タクシーの計 12 路線が運行されている（令和 7 年 4 月 1 日現在）。

空港アクセスバス等の利便性向上については、平成 28 年 1 月に、ＪＲ白市駅のバリアフリー化（跨線橋の架替、エレベーター設置等）、平成 29 年度には、ＪＲ白市駅・広島空港間の主要地方道（東広島本郷忠海線）に凍結防止剤散布装置等を設置し、ＪＲ白市駅からの空港連絡バスの定時性向上につなげた。

さらに、令和 2 年 1 月に、広島空港及び広島県内計 8 か所（広島空港（国内線・国際線）、広島バスセンター（２番ホーム、券売機待合）、広島駅新幹線口、中筋駅バス停、福山駅、白市駅）に、空港アクセスバス等の発車時刻や運行状況等を表示するデジタルサイネージを設置した。

今後は、広域的かつ利便性の高い空港アクセスネットワークの構築に向けて、「広島空港アクセス対策アクションプログラム」に基づき、関係機関との連携・協力の下、トリプルウェイの早期完成やアクセス向上に資する道路の整備、広島空港とダイレクトアクセス可能な拠点の拡充、多様なニーズに対応できる交通モードの確保等の各種取組を推進する。

また、ＨＩＡＰにおいては、駐車場機能及びレンタカー機能の強化のため、令和 5 年 4 月にターミナル前に新たな立体駐車場を整備し駐車場予約サービスの運用を開始するとともに、令和 6 年 7 月に、ワンストップでのサービス提供が可能な中四国最大級のレンタカー統合施設「RENT-A-Car. Port のりんちやい」を開設した。

(4) 航空ネットワークの維持・拡充

ＨＩＡＰや官民で構成される広島空港振興協議会等と連携し、既存路線の早期復便や増便に取り組む。

(5) 空港の振興

官民一体となって空港の振興策を推進するため、平成 6 年 3 月に設立した広島空港振興協議会（会長：広島県商工会議所連合会会頭、構成員：県、広島市、ＨＩＡＰ、経済団体等）において、就航路線の利用促進などの需要の拡大を図る。

(6) 空港経営改革の導入

広島空港が、本県の経済成長を促す役割を担うとともに、中四国地方の拠点空港として今後も継続的に発展していくため、県は平成 29 年 3 月に「広島空港の経営改革に係る県の基本方針」を策定し、広島空港の空港経営改革を推進することとした。

国は、平成 31 年 3 月から導入・空港運営権者の選定手続を本格的に開始し、令和 3 年 7 月に空港運営権者として選定された H I A P による空港運営が開始された。

県の基本方針も反映された H I A P の提案「将来ビジョン」を共有し、その実現に向けて連携して取り組むために、H I A P と県は 30 年間にわたるパートナーシップ協定を締結した。

(7) 令和 7 年度事業の内容

(単位：千円)

区 分	予 算 額	事 業 内 容
直轄空港建設費等負担金	819,112	広島空港の施設整備等に係る直轄負担金
空港関連施設等管理費	14,812	広島空港周辺県有地の管理等
広島空港開港記念 モニュメント移設事業	45,553	広島空港開港記念モニュメントの移設等
空港周辺対策事業	39,225	広島空港周辺の環境対策等
空港振興事業	279,280※	空港運営権者等と連携した、航空ネットワークの 拡充及び空港アクセスの利便性向上等
合 計	1,197,982※	※令和 6 年度 2 月補正予算（10,947 千円）を含む

参考 広島空港の定期航空路線の概要（令和7年夏ダイヤの運航計画）

(1) 国内線の現況

（令和7年3月31日現在）

地 域	路 線	航 空 会 社	便数／日	主 な 使用機材	令和元年度 旅客数	令和6年度旅 客数	対令和 元年度 比	備 考
北 海 道	札 幌 (新千歳)	全日本空輸	1	B737- 800	167,840 人	191,765 人	114.3%	H27.10.25～ (S61.3.1～)
		日本航空	1	B737-800				H8.8.2～
東 北	仙 台	IBEX エアラインズ' (全日本空輸)	3	CRJ	76,585 人	119,505 人	156%	H21.9.1～ (H4.10.25～)
東 京	成 田	IBEX エアラインズ' (全日本空輸)	運休	CRJ	249,857 人	96,841 人	38.8%	H15.8.1～ R2.10.24～運休
		スプリング ジャパン	1	B737-800				H26.8.1～
	東 京 (羽 田)	全日本空輸	8	B767 B767-300 B787-8	2,035 ,207 人	1,951,662 人	95.9%	S37.10.14～
		日本航空	7	B787-9 B737-800				H2.7.21～ (S63.7.23～)
沖 縄	那 覇	全日本空輸	1	B767-300	135,896 人	139,304 人	102.5%	S61.4.26～
<定期便計>		5路線	4社	日 22 便	2,665,385 人	2,499,077 人	93.8%	
チャーター便					4,140 人	3,842 人	92.8%	
<国 内 線 合 計>					2,669,525 人	2,502,919 人	93.8%	

(2) 国際線の現況

（令和7年3月31日現在）

国・地域	路 線	航 空 会 社	便数／週	使 用 機 材	令和元年度 旅客数	令和6年度 旅客数	対令和 元年度 比	備 考
韓 国	ソ ウ ル	チェジュ航空	14	B737-800 (174 席、 189 席)	36,563 人	195,929 人	535.9%	R5. 7. 13～
中 国	大連・北京	中国国際航空 (全日本空輸)	2	B737-800 (165 席)	33,827 人	14,024 人	41.5%	H10.2.26～
	上 海	中国東方航空 (日本航空)	7	A320 (156 席)	57,773 人	37,287 人	64.5%	H8.2.6～ (H23.7.22～成都延 伸) H30.3.25～成都延 伸休止
台 湾	台 北	チャイナエアライン (日本航空)	5	A321neo (168 席)	84,778 人	63,174 人	74.5%	H16.6.2～
香 港	香 港	香港エクスプレス	4	A320 (180 席、 188 席)	42,264 人	23,396 人	55.4%	H27.10.27～
ベトナム	ハノイ	ベトジェットエア	3		—	30,075 人	皆増	R6.5.12～
シンガ ポール	シンガ ポール	シルクエアー (シンガポール航空)	運休	B737-800 NG(162 席)	34,378 人	0 人	0.0%	H29.10.30～ R2. 3.27～運休
タ イ	バンコク	ノックエア	運休	B737-800 (189 席)	5,160 人	0 人	0.0%	R 元.12.18～ R2.3.8～運休
<定期便計>		8 路線	8 社	週 35 便	294,743 人	363,885 人	123.5%	
チャーター便					9,940 人	1,007 人	10.1%	
<国 際 線 合 計>					304,683 人	364,892 人	119.8%	

2 広島ヘリポートの概要

(1) 広島ヘリポートの管理・運営

平成 22 年 10 月 30 日の定期路線の撤退により、小型機専用飛行場として運営していた広島西飛行場を平成 24 年 11 月 15 日付けで廃止、同日付けで広島ヘリポートとして供用開始し、ヘリコプター運航及び利用者の安全確保に必要なサービスを行っている。

なお、広島西飛行場の範囲でヘリポートを供用開始した後、段階的にヘリポート区域を縮小し、平成 27 年 4 月から最終形区域での供用を開始した。また、この最終形区域での供用開始に合わせて、指定管理者制度を導入し、「日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体」が指定管理者として管理運営を行っている（令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで〔5 年間〕）。

また、広島ヘリポート管理事務所の老朽化が進んでいたため、旧広島西飛行場ターミナルビルを取得し、建物の改修及び管理事務所の移転を行い、令和元年 9 月から新管理事務所での業務を開始した。さらに、令和 3 年 4 月に旧管理事務所棟の解体工事と外構工事（柵設置等）が完了した。

広島ヘリポートの概要

設 置 管 理 者		広島県	
飛 行 場 の 種 類		陸上ヘリポート（公共用）	
供 用 開 始 日		平成 24 年 11 月 15 日	
施 設 概 要	管 理 面 積	108,280 m ²	
	基 本 施 設	着 陸 帯	長さ 35m, 幅 30m
		誘 導 路	長さ 28m, 幅 9 m
		エ プ ロ ン	20,574 m ² 、スポット 14
	航 空 灯 火	飛行場灯台、誘導路灯、風向灯、境界灯、境界誘導路灯	
	通 信 施 設	対空通信施設一式	
運	気 象 観 測 施 設	風向風速観測装置等	
	用 時 間	10 時間 30 分（利用時間：8 時 30 分から 19 時 00 分まで）	

(2) 令和 7 年度の事業内容

（単位：千円）

区 分	予 算 額	事 業 内 容
広島ヘリポート管理費	142,302	ヘリポートの管理・運営等
広島ヘリポート整備事業	88,178	ヘリポート施設の整備等
広島ヘリポート維持修繕費	7,700	ヘリポート施設の維持管理等
計	238,180	

第6章 港湾・漁港



広島港クルーズターミナル整備事業（国際拠点港湾 広島港）

1 港湾の概要

(1) 港湾数

瀬戸内海に面し、大小 130 余の島々が散在する本県は、全国第 6 位の 44 港（国際拠点港湾 1 港、重要港湾 3 港、地方港湾 40 港）の港湾を擁し、うち県管理港湾は 27 港（国際拠点港湾 1 港、重要港湾 2 港、地方港湾 24 港）を数える。

(2) 港湾施設一覧表（港湾管理者分のみ）

ア 県管理港湾

（令和 7 年 3 月 31 日 現在）

港 湾 名	港 格	所 在 地
広島 港	国際拠点	広島市、廿日市市、海田町、坂町
福 山 港	重 要	福山市
尾 道 系 崎 港 （尾道地区）	〃	尾道市
尾 道 系 崎 港 （系崎地区）	〃	三原市
尾 道 系 崎 港 （松永地区）	〃	福山市
国 際 拠 点 港 湾 及 び 重 要 港 湾 小 計		3
横 田 港	地 方	福山市
千 年 港	〃	〃
佐 木 港	〃	三原市
須 波 港	〃	〃
土 生 港	〃	尾道市
重 井 港	〃	〃
中 浜 港	〃	〃
生 口 港	〃	〃
瀬 戸 田 港	〃	尾道市、三原市
忠 海 港	〃	竹原市
竹 原 港	〃	〃
川 尻 港	〃	呉市
木 江 港	〃	大崎上島町
鮎 崎 港	〃	〃
大 西 港	〃	〃
御 手 洗 港	〃	呉市
蒲 刈 港	〃	〃
釣 士 田 港	〃	〃
小 用 港	〃	江田島市
鹿 川 港	〃	〃
中 田 港	〃	〃
三 高 港	〃	〃
厳 島 港	〃	廿日市市
大 竹 港	〃	大竹市
地 方 港 湾 小 計		24
合 計		27

イ 市町管理港湾

（令和 7 年 3 月 31 日 現在）

港 湾 名	港 格	所 在 地
呉 港	重 要	呉市
重 要 港 湾 小 計		1
阿 伏 兎 港	地 方	福山市
福 田 港	〃	尾道市
棕 浦 港	〃	〃
安 芸 津 港	〃	東広島市
吉 愚 港	〃	呉市
小 用 港	〃	〃
大 迫 港	〃	〃
袋 の 内 港	〃	〃
大 須 港	〃	江田島市
津 久 茂 港	〃	〃
鷺部矢の浦港	〃	〃
鹿 田 港	〃	〃
内 海 港	〃	〃
大 柿 港	〃	〃
波 多 見 港	〃	呉市
奥 の 内 港	〃	〃
地 方 港 湾 小 計		16
合 計		17

(3) 港湾の整備方針

「広島県みなと・空港振興プラン 2021（令和 3 年 3 月策定）」に基づき、「みなと振興の重点化」「港湾・漁港施設の有効活用」「港湾・漁港施設の適正な維持管理」の 3 つの基本方針を基に実施計画を策定し、事業を推進する。

【広島県みなと・空港振興プラン 2021】

計画期間：令和 3 年度～令和 7 年度（5 年間）

投資予定額：概ね 360 億円

(4) 令和7年度事業の内容

(単位:千円)

事業名		事業種別	事業内容	予算額	
港湾事業	公共	港湾改修事業	広島港（広島市）など4港の防波堤、臨港道路等の工事	3,257,000	
		港湾環境整備事業	尾道糸崎港（三原市）など2港の埋立等の工事	1,006,200	
		港湾補修事業	広島港（広島市）など11港の岸壁等の補修工事	430,800	
		港整備交付金事業	厳島港（廿日市市）など10港の浮桟橋、防波堤等の工事	1,256,000	
		国直轄事業負担金（港湾事業）	広島港・尾道糸崎港及び福山港の岸壁等の国直轄事業負担金	[6,731,222] 2,519,500 []は直轄事業費	
		計		8,469,500	
	単独	港湾改良事業	公共事業の補完整備や緊急に整備を要するものの工事	1,849,647	
	維持	港湾維持修繕費	浮桟橋等の港湾施設及び護岸、堤防、防潮扉等の海岸保全施設の補修・点検等や沈没船処理等	1,221,532	
	その他		市町土木工事受託費	152,112	
	一般会計合計			11,692,791	
	特別会計	荷捌施設整備事業	○ 広島港関係 ・ 出島地区 ○ 福山港関係 ・ 箕島地区など	1,692,900 1,692,900 210,000 210,000	1,902,00
		広島港運営費	広島港の管理・運営に要する費用		1,651,004
		尾道糸崎港運営費	尾道糸崎港の管理・運営に要する費用		61,394
		福山港運営費	福山港の管理・運営に要する費用		196,350
		港湾振興事業	広島港、福山港などのポートセールス活動等に要する費用		23,818
		造成地分譲促進事業	臨海土地造成地に係る分譲経費等に要する費用		49,014
		公債費	港湾施設整備等のために借り入れた県債を償還するための費用		4,454,965
		諸支出金	港湾整備事業基金積立金等		1,025,195
		特別会計合計			9,364,640
合計			21,057,431		

※令和6年度12月及び2月補正（国補正対応分）含む

(5) 主な港湾整備事業の概要

ア 国際拠点港湾広島港の整備

(7) ねらい

国際物流・国際交流拠点を担う中核国際港湾として、必要な港湾施設の整備を行い、国際拠点港湾広島港のグローバルゲートウェイ機能を強化する。

(4) 令和7年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事 業 内 容	予 算 額	備 考
五日市地区	県事業	臨港道路等	2,234,000	はつかいち大橋
宇品・出島地区	直轄事業	耐震強化岸壁等	1,661,500	県負担金 (事業費 4,869,000)
	県事業	浚渫土受入	500,000	
	県事業	港湾関連用地造成等	1,692,900	
その他	県事業	防波堤、補修等	580,000	
計			6,668,400	

※令和6年度12月及び2月補正(国補正対応分)含む

イ 重要港湾尾道系崎港の整備

(7) ねらい

尾道系崎港は、県東部の物流・人流の拠点を目指し、輸入木材の取扱拠点港としての機能強化を図るとともに、ウォーターフロント空間の創出などの新たな要請に対応した施設整備を進める。

(4) 令和7年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事 業 内 容	予 算 額	備 考
機織地区	直轄事業	泊地(ー10m)	200,000	県負担金 (事業費 400,000)
貝野地区	県事業	浚渫土受入	200,000	
その他	県事業	小型船だまり等	387,000	
計			787,000	

※令和6年度2月補正(国補正対応分)含む

ウ 重要港湾福山港の整備

(7) ねらい

広島県東部地域の物流、産業の拠点として、物流需要の増大、輸送の効率化等に対応するため、グローバルゲートウェイ機能の強化や航路機能の回復を推進するとともに、快適な港湾空間の形成を図る。

(4) 令和7年度の予算額

(単位:千円)

区 分		事 業 内 容	予 算 額	備 考
箕沖・箕島地区	直轄事業	岸壁、航路・泊地等	658,000	県負担金 (事業費 1,462,222)
	県事業	港湾関連用地造成等	210,000	
その他	県事業	浮桟橋整備等	523,000	
計			1,391,000	

※令和6年度2月補正(国補正対応分)含む

(6) 港湾の振興

ア ねらい

広島港・福山港の中国・四国地域におけるグローバルゲートウェイ（世界に開かれた玄関口）としての機能強化を図るため、引き続き、積極的なポートセールスを実施する。

さらに、広島港においては、平成 29 年 4 月から出島・海田コンテナターミナルについて、民間の経営手法を生かした運営を（株）ひろしま港湾管理センター（港湾運営会社）が行っており、協調して航路拡充や貨物量の増大を目指す。

このほか、令和 6 年 3 月 30 日に「広島港クルーズターミナル」が供用開始したことから、クルージングやクルーズ客船の寄港をより促進し、みなとの賑わい創出に努める。

イ 事業の概要及び令和 7 年度の予算額

（単位：千円）

区 分	事 業 内 容	予算額
振興協会助成事業	広島港振興協会、東部港湾振興協会への助成（利用促進、広報宣伝）	4,800
ポートセールス強化事業	・新規航路開設やコンテナ取扱貨物量の増加に向けた助成制度の実施 ・海外ポートセールス、国内ポートセールスの展開	17,086
瀬戸内海クルージング促進事業	・クルージング需要の掘り起こし（瀬戸内クルージングポータルサイト運営） ・クルーズ客船の誘致・受入体制の充実（客船寄港時のおもてなし実施）	53,882

ウ 広島港、福山港の利用状況等

海外定期航路の状況

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

港 名	航路名	便 数	港 名	航路名	便 数
広島港	韓国航路	週 8 便	福山港	韓国航路	週 3 便
	中国航路	週 8 便		中国航路	週 6 便
	台湾・香港航路	週 1 便		台湾・香港航路	週 1 便
	北米航路	月 1 便			

エ 広島港クルーズ客船寄港回数（令和 6 年度）

ふ頭名	水深等	寄港回数
宇品外貿	中小型客船対応（水深-10m）	48 回
五日市	大型客船対応（水深-12m、-11m）	21 回
合計	—	69 回

(7) 港湾整備事業造成地等分譲事業

港湾整備事業による造成地等について、それぞれの処分計画に基づき、早期に分譲を進める。

（令和 7 年 3 月 31 日現在）

分 譲 地	用 途	面 積				分譲率 c/b
		分譲計画 a	竣功済 b	分譲済 c	未分譲 b-c	
広島港元宇品地区	企業移転ほか	1.7ha	1.7ha	1.7ha	—	100.0%
広島港宇品内港地区	商業施設ほか	15.5ha	15.5ha	15.5ha	—	100.0%
広島港出島地区	保管施設ほか	53.0ha	29.0ha	26.5ha	2.5ha	91.4%
広島港五日市地区	企業移転ほか	46.9ha	46.9ha	45.9ha	1.0ha	97.9%
広島港廿日市地区	港湾関連	13.0ha	13.0ha	13.0ha	—	100.0%
大竹港晴海地区	商業施設ほか	13.3ha	13.3ha	13.3ha	—	100.0%
尾道糸崎港松浜地区	港湾関連ほか	4.7ha	3.6ha	3.6ha	—	100.0%
福山港内港地区	大学設置ほか	4.9ha	4.9ha	4.9ha	—	100.0%
合 計		153.0ha	127.9ha	116.2ha	11.7ha	90.9%

※分譲済面積には、事業用定期借地及び立地協定での分譲面積を含む。

2 漁港の概要

(1) 漁港数

漁業活動の基盤である広島県下の漁港は 44 漁港が指定されており、そのうち第三種漁港は 1 漁港のみで、第二種漁港が 18 漁港、第一種漁港が 25 漁港と小規模な漁港が多い。

(2) 県内漁港一覧表

ア 県管理漁港

(令和 7 年 3 月 31 日 現在)

漁港名	種類	所在地
草津	第三種	広島市
第三種漁港小計		1
音戸	第二種	呉市
安浦	〃	〃
倉橋	〃	〃
豊島	〃	〃
吉和	〃	尾道市
走	〃	福山市
平	〃	〃
横田	〃	〃
箱崎	〃	〃
地御前	〃	廿日市市
塩屋	〃	〃
沖浦	〃	大崎上島町
第二種漁港小計		12
五日市	第一種	広島市
第一種漁港小計		1
合計		14

イ 市町管理漁港

(令和 7 年 3 月 31 日 現在)

漁港名	種類	所在地
阿多田	第二種	大竹市
玖波	〃	〃
畑	〃	江田島市
柿浦	〃	〃
美能	〃	〃
深江	〃	〃
第二種漁港小計		6
大屋	第一種	呉市
情島	〃	〃
大地蔵	〃	〃
田原	〃	〃
長谷	〃	〃
原	〃	〃
竹原	〃	竹原市
能地	〃	三原市
須波	〃	〃
大町	〃	尾道市
串浜	〃	〃
海老	〃	〃
泊	〃	〃
干汐	〃	〃
立花	〃	〃
西浦	〃	〃
鏡浦	〃	〃
福山	〃	福山市
大芝北	〃	東広島市
大芝南	〃	〃
上ノ浜	〃	廿日市市
梅原	〃	〃
丸石	〃	〃
世上	〃	江田島市
第一種漁港小計		24
合計		30

(3) 漁村事業（漁業集落環境施設整備）

漁港区域背後地域の生活環境の向上のため、生活雑排水の処理を行う漁業集落排水施設整備や地域の憩いの場となる公園整備、狭隘な集落道路を改善することにより水産業を核とした快適で潤いのある豊かなまちづくりを推進する。

(4) 漁港の整備方針

漁港に関連する事業は、産業として自立できる水産業の確立に向けて、より経営力の高い担い手の育成や農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保に資する漁港施設等の基盤整備を進める。具体的には、実施計画である「広島県みなと・空港振興プラン 2021」に基づき事業を推進していく。

(5) 令和7年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		事業種別	事業主体	施行計画量等	予算額
漁 港 事 業	公 共	地域水産物供給基盤整備事業(機能保全)	県	吉和漁港外の老朽化した漁港施設の補修工事	152,250
			市町	玖波漁港外の老朽化した漁港施設の補修工事	75,260
		地域水産物供給基盤整備事業(水産流通)	県	草津漁港の漁港施設の耐震改良工事	262,500
			市町	田原漁港外の集落排水施設等の事業促進	97,360
		港整備交付金事業	県	倉橋漁港外の防波堤・浮桟橋等の整備	210,000
		港整備交付金事業	市町	阿多田漁港の浮桟橋の整備	33,600
		計			830,970
	単独	漁港改良事業		公共事業の補完整備やそれに必要な調査設計	135,000
	維持	漁港維持修繕費		漁港施設及び漁港海岸保全施設の維持修繕等	130,577
	他	県管理漁港管理費		県管理漁港の管理・運営に要する経費	12,742
	一般会計合計				1,109,289
	特別会計	五日市漁港運営費		五日市漁港フィッシャリーナの管理・運営に要する費用	21,855
	特別会計合計				21,855
合計					1,131,144

※令和6年度12月補正(国補正対応分)含む

3 検潮所設置状況

瀬戸内海は干満の差が極めて大きいことから、県内各地の潮位を継続的に観測して、工事用基準面、高潮堤防天端高等の適正な設定を図ることとする。

(令和6年3月31日現在)

検 潮 所 名	所 在 地	検 潮 器 型 式	設 置 年 月
呉 港	呉市阿賀南七丁目	フース型 D F T - 3 型	(H22. 7) S 26. 2
尾道糸崎港尾道地区	尾道市西御所町	フース型 D F T - 3 型	(H23. 3) S 26. 9
〃 糸崎地区	三原市城町三丁目	水晶水圧式	(H19. 10) S 26. 4
大 竹 港	大竹市晴海二丁目	水晶水圧式	(H26. 3) S 25. 4
広島 港	広島市南区宇品海岸二丁目	フース型 D F T - 3 型	(H24. 2) S 25. 4
柿 浦 漁 港	江田島市大柿町柿浦	フース型 D F T - 3 型	(H24. 3) S 26. 2
倉 橋 漁 港	呉市倉橋町海越	フース型 D F T - 3 型	(H29. 3) S 26. 12
竹 原 港	竹原市塩町一丁目	フース型 D F T - 3 型	(R 2. 9) S 25. 12
御 手 洗 港	呉市豊町久比	フース型 D F T - 3 型	(R 2. 7) S 26. 1
木 江 港	豊田郡大崎上島町木江	水晶水圧式	(R 3. 3) S 30. 1
土 生 港	尾道市因島田熊東町	フース型 D F T - 3 型	(H27. 3) S 25. 12
横 田 港	福山市内海町曾根	水晶水圧式	(R 3. 3) S 28. 6
福 山 港	福山市引野町沖浦	フース型 D F T - 3 型	(H22. 7) S 43. 5

注 上段 () 書は、計器更新年月である。

4 海域の管理

(1) 公有水面埋立免許

海面の埋立ては、公有水面埋立事務取扱要領により事務の合理化に努めているところであるが、土地利用上の必要性（国土の保全）、環境の保全等を厳正に審査し、調和のとれた免許を行う。

(2) 港湾区域、漁港区域及び一般海域の管理

港湾法及び漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき、港湾区域及び漁港区域のより適正な管理に努めるとともに、一般海域についても、広島県の海管理に関する条例及び広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき、活用と保全との調和のとれた秩序ある海域の利用を図る。